

プラスチックごみゼロを目指す宣言

私たちが使用し、廃棄した大量のプラスチックの中には、河川などを経て海洋に流出し、世界中の海に拡散するものがあります。そうしたプラスチックは、巡り巡って日本の海岸にも大量に漂着しています。プラスチックは自然分解されず海洋に残留し、付着した有害な化学物質が海の生態系に入り込み、食物連鎖によって私たち人間の生存を脅かすおそれも懸念されています。

当会は、市民社会の一員として、この問題に取り組む責任があると感じています。そこで、使い捨てプラスチックは使わない、使ったとしても何度も繰り返し使う、やむを得ず廃棄する場合にも分別するなど、毎日の暮らしの中でできることに取り組みたいと考えています。これまでも、会員等に提供のお茶や、接遇の際に提供のお茶の飲料容器を紙製のものに変更し、会員向けに無料のウォーターサーバーを設置するなど、できることに取り組んできました。

さらに、当会は、将来的に当会が排出するゴミから使い捨てプラスチックをゼロにすることを目指し、使い捨てプラスチックの使用を最大限削減していくため、以下のとおり宣言します。

- 1 京都弁護士会は、ペットボトル容器を使用しないことを目指します。
- 2 京都弁護士会は、宅配弁当等食事を発注する際、できるだけプラスチックごみが出ないリターナブル容器や紙製容器等を使用する業者を優先的に選びます。
- 3 京都弁護士会は、プラスチックごみ削減のため、以下を会員・職員に呼びかけます。
 - (1) マイバッグを利用し、レジ袋はもらわないようにしましょう。
ショッピングの際には、不要な包装や過剰な包装を断るよう心がけましょう。
 - (2) マイボトルを持ち歩くようにしましょう。
 - (3) お弁当や飲料を購入する際、プラスチック製の使い捨てストローやスプーン、フォーク等の提供を断りましょう。
 - (4) お弁当は、リターナブル容器や紙製・木製容器を利用したものを選びましょう。
 - (5) やむを得ず廃棄するプラスチック製品は、分別して廃棄しましょう。
- 4 京都弁護士会は、プラスチックごみの削減に向けた最新の情報をいち早く収集・整理し、会員及び市民一般に広く周知・提供します。

2024年（令和6年）3月21日

京都弁護士会

会長 吉田 誠 司